

第6回 資源としての河川利用の高度化に関する検討会

議事要旨

日 時：平成28年2月17日（水）15:00～17:00

場 所：中央合同庁舎第3号館1階

国土交通省水管理・国土保全局A会議室

出席委員：小幡座長、安登委員、奥田委員、三浦委員

（議事要旨）

事務局から本検討会のとりまとめである「「資源としての河川利用の高度化に関する検討会」課題の整理と進めるべき方策（案）」等について説明の後、同案について委員による議論を行った。

議論の結果、座長より事務局に対して、同案について委員の意見を踏まえた修文の指示が出された。また、最終的なとりまとめについては座長に一任することで了承された。

主な意見は以下のとおり。

① 小水力発電について

- 小水力発電事業の収益性は、①設備の維持費も賄えない②維持費は賄えるが設備投資の回収ができない③設備投資の回収までの期間の借入金利子相当分は賄えない④利子相当分までは賄えるが配当金を見込めない⑤それら全てを賄うことができるものの5段階に分類できる。民間活力を活用した小水力発電事業を行政が支援する際には、収益性の段階を念頭に事業者に対して何をどこまで求めるのかを検討した上で、必要な提案を行うことが重要ではないか。
- 小水力発電事業の用地確保の手段として、賃貸借による方法も考えられるが、農地法など河川管理以外の法的な規制が存在するケースもあり得るため、よく実態を踏まえ、必要に応じて省庁の枠を超えて小水力発電事業の推進に向けた規制緩和を視野に入れる必要がないか。
- 複数箇所の事業を一括して実施する手法をイギリスではバンドリングといい、収益性が向上することなどから事業として魅力的なものとなりうる。

- 小水力発電事業を行うにあたり、複数の権利者が存在すると、権利関係が複雑化するケースもある。事業の主体を法人化（営利法人、NPO、SPCなど）することにより、主体が明確になるのではないか。また、法人化された場合には、補助金等の受皿になることができるため、より実効性が高まる。
- 慣行水利権の届出を促進させるためにも、慣行水利権の制度、届出の必要性などを広く周知するとともに、更なる手続の簡素化等を検討してもよいのではないか。あるいか、現行の河川法が制定されて50年以上経つことから、慣行水利権のあり方を抜本的に見直すことも考えられるのではないか。
- 市町村が管理する普通河川等から取水して、国、都道府県がそれぞれ管理する一級又は二級河川へ放水するなど、関係する行政機関が複数ある場合において、それぞれの窓口での理解、認識、手続等に差があることが考えられる。

② 河川敷地の利用について

- 協議会など水辺の利用を推進する主体が法人格を取得することにより、補助金や融資の対象となる場合もあるのではないか。
- 具体的な成功事例をみて学習していくケーススタディの積み重ねが有効である。そのためにも事例集などを作成し、分かりやすく示していくことが重要である。
- 河川というのは無限のポテンシャルがある一方で怖さもあり、行政としては治水対策もしっかりやらなければならない。せっかくあるポテンシャルを、何とか活用していくという姿勢は何より大事である。